

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律第3号)の一部を次の表のように改正する。  
厚生労働省令第三号

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一 一〜五 (略) 六 その他(七職種十作業)	職種 (略)	作業 コンクリート製 品製造 コンクリート製 品製造	試験 試験実施者
別表第一 一〜六 (略) 七 その他(十六職種二十八作業)	職種 (略)	作業 コンクリート製 品製造 コンクリート製 品製造 技能実習評価試験 技能実習評価試験 一般社団法人全国コンクリ ート製品協会 一般社団法人宿泊業技能試験 センター	試験 試験実施者
別表第一 一〜五 (略) 六 その他(六職種九作業)	職種 (略)	作業 コンクリート製 品製造 コンクリート製 品製造	試験 試験実施者
別表第一 一〜六 (略) 七 その他(十五職種二十七作業)	職種 (略)	作業 コンクリート製 品製造 コンクリート製 品製造 技能実習評価試験 技能実習評価試験 一般社団法人全国コンクリ ート製品協会	試験 試験実施者
八 (略)	職種 (略)	作業 コンクリート製品製造 コンクリート製品製造	業

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十五日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>第九條の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という)に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面</p>	<p>第九條の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という)に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面</p>

並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 (略)

4 第二項第十五号の規定に基づき次条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類として申請者以外の者が作成した書類を提出するときは、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない。

5 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定を受けた者の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為（申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類）の添付を要しないものとする事ができる。

7 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの）（この項、第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む）、第十条の四第七項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む）及び第十一條第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三

並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 (新規) (略)

4 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為（申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類）の添付を要しないものとする事ができる。

5 (新規) (略)

6 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの）（この項、第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む）及び第十一條第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三

第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

9 (略)

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）  
第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第一項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ、ハ (略)

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が零以上であること。

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ、ハ (略)

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

7 (略)

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）  
第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ、ハ (略)

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

イ、ハ (略)

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

イ、ハ (略)

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

イ 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価却費の額を加えて得た額(以下「営業利益金額等」という。)が零を超えること。

七〇九 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 前項第九号の規定に基づき次条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類として申請者以外の者が作成した書類を提出するときは、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定を受けた者の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

5 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類(第九条の二第二項第六号に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。)(申請者が個人である場合には、第二項第一号及び第四号に掲げる書類)の添付を要しないものとする

6 (略)

(新規)

(新規)

六〇八 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

(新規)

3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類(第九条の二第二項第六号に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。)(申請者が個人である場合には、前項第一号及び第四号に掲げる書類)の添付を要しないものとする

4 (略)

71 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二第八項(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。)、この項(第十条の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。))及び第十一條第八項(第十二條の九第四項、第十二條の十一の十二第三項、第十二條の十一の十三第三項及び第十二條の十二第三項において準用する場合を含む。))の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)を受けている場合は、

81 (産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。))又は当該有効期間を含む連続する五年間(同条第六項の許可を受けている期間に限る。))のいずれが長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

61 (略)

51 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二第六項(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。))、この項(第十条の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。))及び第十一條第八項(第十二條の九第四項、第十二條の十一の十二第三項、第十二條の十一の十三第三項及び第十二條の十二第三項において準用する場合を含む。))の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)を受けている場合は、

61 (産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。))において特定不利益処分を受けていないこと。

61 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ワ (略)	(略)
カ 産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	変更の都度
ヨ (略)	(略)

三・四 (略)  
 五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。  
 六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

- イ 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。
  - ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- 七〜九 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ワ (略)	(略)
カ (略)	(略)

三・四 (略)  
 (新規)  
 五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

- (新規)
  - (新規)
- 六〜八 (略)

(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の九 (略)

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く）、第三項及び第六項から第九項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第七項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と、同条第九項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く）及び第五項から第八項までの規定は、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の九 (略)

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く）から第六項までの規定は、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十條の十二 (略)

2 第九條の二第二項から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六條の九第二号に掲げる者(以下、優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）」とあるのは「令第六條の十三第二号に掲げる者」と、法第十四條第二項とあるのは「法第十四條の四第二項」と、「次條第一号」とあるのは「第十條の十二の二第一号」と、同条第四項中「次條第二号」とあるのは「第十條の十二の二第二号」と、同条第六項中「次條各号」とあるのは「第十條の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六條の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四條第二項」とあるのは「法第十四條の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九條の二第八項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十條の十二の二 令第六條の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四條の四第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同条第一項の許可を受けている期間に限る。)のいずれが長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

二、四 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十條の十二 (略)

2 第九條の二第二項から第七項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六條の九第二号」とあるのは「令第六條の十三第二号」と、「法第十四條第二項」とあるのは「法第十四條の四第二項」と、「次條第一号」とあるのは「第十條の十二の二第一号」と、同条第四項中「次條各号」とあるのは「第十條の十二の二各号」と、同条第五項中「令第六條の九第二号」とあるのは「令第六條の十三第二号」と、「法第十四條第二項」とあるのは「法第十四條の四第二項」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九條の二第六項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十條の十二の二 令第六條の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四條の四第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分を受けていないこと。

二、四 (略)

(新規)

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

七、九 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の十六 (略)

2 第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第八項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四條第七項」とあるのは「法第十四條の四第七項」と、「次條第一号」とあるのは「第十條の十六の二第一号」と、同条第三項中「次條第二号」とあるのは「第十條の十六の二第二号」と、同条第五項中「次條各号」とあるのは「第十條の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四條第七項」とあるのは「法第十四條の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十條の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 (略)

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

(新規)

(新規)

六、八 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の十六 (略)

2 第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「令第六條の十一第二号」とあるのは「令第六條の十四第二号」と、「法第十四條第七項」とあるのは「法第十四條の四第七項」と、「次條第一号」とあるのは「第十條の十六の二第一号」と、同条第三項中「次條各号」とあるのは「第十條の十六の二各号」と、同条第四項中「令第六條の十一第二号」とあるのは「令第六條の十四第二号」と、「法第十四條第七項」とあるのは「法第十四條の四第七項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十條の四第五項」と、同条第六項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の十六の二 令第六条の第十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同条第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六ヶ月間(申請者が令第六条の第十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ワ (略)	(略)
カ 特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	更新の都度
ヨ (略)	(略)

三・四 (略)  
 五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

(特別管理産業廃棄物処分量の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の十六の二 令第六条の第十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六ヶ月間(申請者が令第六条の第十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ワ (略)	(略)
(新規)カ 特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	(新規)更新の都度
ヨ (略)	(略)

三・四 (略)  
 (新規)

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。  
 ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

七 九 (略)  
 (特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)、第三項及び第六項から第九項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「この項」に係る」と、同条第九項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く。及び第五項から第八項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分量の実施の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。  
 (新規)

(新規)

六 八 (略)  
 (特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)、第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「この項」に係る」と、同条第六項中「この項」に係る」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く。)、第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分量の実施の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分

業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分

業物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一條（略）

257（略）

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第二項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第八項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に

とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一條（略）

257（略）

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第二項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第六項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に

受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条（優良産業廃棄物処理業者等の許可の更新の申請に関する経過措置）

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新の申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者に該当するものとしてする申請に限る。）であつて、この省令の施行の際、許可の更新をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であつて、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の四の二第二号の表の力の上欄及び第十條の十六の二第二号の表の力の上欄の規定の適用については、第十条の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあり、第十条の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間（令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の申請の更新を行う場合にあつては令和二年七月一日以降）」とする。

（準備行為）

第四条 環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項（これらの規定を新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。）並びに第十条の四第三項及び第四項（これらの規定を新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。）の規定を新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第九條の二第四項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十條の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により指定を受けることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十條の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により指定を受けたものとみなす。